

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

- 〇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 〇奈良県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
- 〇奈良県精神保健福祉センター所長に対する事務委任規則
- 一九

規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年一月十六日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第三十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和六十三年六月奈良県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表法第三十四条の二において準用する法第三十三条第四号の項を削り、同表中「第十条又は省令第三十条第一項」を「第七条第二項若しくは第四項又は第十条第一項」に改める。

第四号様式及び第五号様式を次のように改める。

第4号様式（第2条関係）

措置入院者の症状消退届

年 月 日

奈良県知事 殿

病院名
所在地
管理者名

印

下記の措置入院者について措置症状が消退したと認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の5の規定により届け出ます。

措置入院者	氏名	(男・女)		生年月日	年	月	日	生
	住所							歳
保護者	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年	月	日	生
	住所							
措置年月日	年 月 日							
病名	1 主となる精神障害	2 従となる精神障害	3 身体合併症					
	入院以降の病状又は 状態後の経過 (措置症状消退と関連 して記載してください。)							
措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名		署名						
措置解除後の 処置に関する意見		1 入院継続(任意入院・医療保護入院・他科) 2 通院医療 3 転医 4 その他()						
退院後の居住先		1 自宅() 2 施設 3 その他()						
居住先の住所 等に関する意見								
措置に関する意見								
社会復帰施設、在宅 福祉制度等の活用 に関する意見								
主治医氏名								

第5号様式（第2条関係）

障害者手帳・通院医療費
公費負担申請書

※市町村名
※受理年月日

奈良県知事 殿

年 月 日

私は、次の事項(○印)について申請します。

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の
[新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付]
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条に基づく通院医療費の公費負担の
[新規承認・継続承認・患者票追加交付・都道府県間の住所変更による患者票交付]

申請者 (精神 障害者 本人)	フリガナ 氏 名	性 別	男 女	生 年 月 日	年 月 日 (満 生 歳)
家族の 連絡先	氏 名	続 柄	住 所	電 話	()
通院医 療費の み記入	保険の 種類 (○印)	健康(本人、家族)、国保(一般、退職本人、退職家族)、船保(本人、家族)、各種共済(本人、家族)、老保、生保(受給中、申請中、福祉事務所名)	通院医 療の医 所在地	医療機関 名	
患者 票追 加交 付入	患 者 の 希 望	追 加 交 付 等	・新 規	・継続 希望始期	年 月 日
申請 の場 合に 記入	ただし、市町村受理日から1 か月以内の日。記入がない場合は、市町村受理日を始期とします。				
			1 投票等の票外処分を受けるため	2 フリガナ、フリガナ等を受けるため	
			3 訪問看護を受けるため	4 検査を受けるため	
			5 その他()		
添 付 書 類 (○印)	医師の診断書	年金証書等の写し(般)	既存の手帳・患者票の有効期限	年 月 日	
			既 存 の 手 帳 の 手 帳 番 号		
申請書 を提出 した者	氏 名	本人 との 関係	住 所	電 話	()

- (注)1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として、「医師の診断書」又は「障害年金の年金証書、年金決定通知書及び直近の振込(支払)通知書の写し」が必要です。
- 2 既に手帳を持っている方が新たに通院医療費公費負担を申請する場合は、手帳の写しを添付してください。
- 3 年金証書の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために社会保険事務所又は各種共済組合等に対し、年金の障害等級等を照会することがあります。
- 4 既に通院医療費公費負担制度の患者票を交付されている方が手帳の新規交付又は障害等級変更の申請をする場合は、交付されているすべての患者票(原本)を添付してください。
- 5 ※の欄は記入しないでください。

※市町村の「保健所名」を「市町村名」に改め、
※市町村の「保健所名」を「市町村名」に改め、

第6号様式（第2条関係）

その1（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項の規定による措置の場合）

医療保護入院者の入院届

年 月 日

奈良県知事 殿

病 院 名
所 在 地
管理者名

㊟

医療保護入院者	フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日生 (満 歳)
	住 所			
保護者の同意により入院した年月日	年 月 日	今 回 の 入 院 年 月 日	入 院 形 態	年 月 日
第34条による移送の有無	あり なし			
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
生活歴及び現病歴				
（指定医療年月、精神科又は神経科受診歴等を記載してください）	（陳述書氏名 続柄 ）			
初 回 入 院 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	入 院 形 態	年 月 日	
前 回 入 院 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	入 院 形 態	年 月 日	
初回から前回までの回数	計 回			
I 抑うつ状態 1 抑うつ気分 2 内的不快 3 倦怠・怠惰 4 精神運動抑制 5 罪責感 6 自殺念慮 II 躁状態 1 興奮 2 多弁・多動 3 行動心迫 4 思考奔逸 5 易怒性・批判的否定力過 III 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 奇異な行為 IV 精神運動興奮状態 1 激怒思考 2 喋い表情・姿勢 3 興奮状態 4 その他（ ）				

現在の病状又は状態像	V 昏迷状態 1 無音 2 無動・無反応 3 拒絶・拒食 4 その他（ ） VI 意識障害 1 意識障害 2 (夜間)せん妄 3 もうろうろ 4 その他（ ） VII 知能障害 A 精神遅滞 1 軽度 2 中等度 3 重度 B 痴呆 1 全体的 2 まだら(局状) 3 仮性 4 その他（ ） VIII 人格の病的状態 A 人格障害 1 変態性 2 衝動性 3 演技性 4 回遷性 5 その他（ ） B 発達性人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他（ ） IX その他 A 性心理的障害 1 フェチアイズム 2 サト・マソイズム 3 小児愛 4 その他（ ） B 薬物依存 1 覚醒剤 2 有機溶剤 3 鎮静薬 4 その他（ ） C アルコール症 D その他（ ）
医療保護入院の必要性	
（患者自身の病状に対する理解の程度を認め、任意入院が行われる状態にないとして記載してください。）	

診断した精神保健指定医氏名	署名			
フリガナ	氏名	続 柄	生 年 月 日	年 月 日生 (満 歳)
住 所				
保 護 者	1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親縁を営む者 4 家庭裁判所が選任した者 5 その他（ ） 選 任 年 月 日 年 月 日			

審 査 会 意 見	
都 道 府 県 の 措 置	

第6号様式 (第2条関係)

その2 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項の規定による措置の場合)
医療保護入院者の入院届

奈良県知事 殿

年 月 日

病院名
所在地
管理者名

㊟

下記の者が医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第4項の規定により届け出ます。なお、保護者が選任された場合、改めて同項の規定により届け出ます。

入 院 者	フリガナ 氏 名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	住 所			
第33条第2項の入院年月日	年 月 日	今 回 の 入院年月日	年 月 日	
第34条による移送の有無	あり なし			
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
医療保護入院の必要性				
〔患者自身の病状に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないとは判断した理由について記載してください。〕				
症状又は状態像の概要				
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名				
署名				
同 意 者	フリガナ 氏 名	(男・女)	続 柄	生 年 月 日 (満 歳)
	住 所			
家庭裁判所への申請日 (予定日を含みます。)				
年 月 日				

第7号様式 (第2条関係)

医療保護入院者の退院届

奈良県知事 殿

年 月 日

病院名
所在地
管理者名

㊟

下記の医療保護入院者が退院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ 氏 名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	住 所			
保 護 者	フリガナ 氏 名	(男・女)	続 柄	生年月日
	住 所	年 月 日 (満 歳)		
入 院 (医療保護入院)	年 月 日			
退 院 年 月 日	年 月 日			
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
退 院 後 の 処 置	1 入院継続(任意入院・措置入院・他科) 2 通院医療 3 転 医 4 死亡 5 その他 ()			
退 院 後 の 帰 住 先	1 自宅 (i 家族と同居、 ii 単身) 2 施設 3 その他 ()			
帰 住 先 の 住 所				
助 問 指 導 等 に 関 する 意 見				
社会復帰施設、在宅 福祉制度等の活用に見 関 する 意 見				
主 治 医 氏 名				

第8号様式(第2条関係)

応 急 入 院 届

年 月 日

奈良県知事 殿

病院名
所在地
管理者名

下記の者が応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関係する法律第33条の4第2項の規定により届け出ます。
記

応 急 入 院 者	フリガナ 氏 名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (満 歳)
依頼をした者の 入院者との関係	住 所			
入 院 年 月 日	年 月 日		午後	時
第34条による移送の有無 あり なし				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
応急入院の必要性	〔患者自身の病気に對する理解の程度を高め、任意入院が行われる状態にないことを断した理由について記載してください。〕			
病 状 又 は 状態像の概要				
応急入院を採った理由	〔保護者等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、応急入院を採った理由について記載してください。〕			
入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	署名			

第9号様式 削除

書報告狀病定期者の入院措置

年 月 日

指 置 入 院 者	フリガナ 氏 名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (満 歳)
指 置 年 月 日	住 所	年 月 日	今 回 の 入院年月日 入院形態	年 月 日
前回の定期報告年月日	年 月 日			
病 名	1 主となる精神障害	2 従となる精神障害	3 身体合併症	
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神 科又は神経科受診歴 等を記載してください〕				
初 回 入 院 期 間 前 回 入 院 期 間 初回から前回までの 入 院 回 数	(陳述者氏名 総柄)			
過去 6 か月間の 仮 退 院 の 実 績	計 回	延日数	日	
過去6か月間の治療 内容とその結果を記載 してください 〔問題行動を中心とし て記載してください〕				
今後の治療方針を記 載してください。				
処 遇、看護及び 指 導 の 現 状	隔 離	i 多用 ii 時々 iii ほとんど不用		
	注意必要度	i 常に慎重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要		
	日常生活の 必要 性	i 極めて手数のかかる介助 ii 比較的に介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 ()		

問診時本人又はこれまでの主治医等から得た情報(該当のローマ数字、算用数字及びローマ字を○で囲んでください。)		現在の病状又は経過(該当のローマ数字、算用数字及びローマ字を○で囲んでください。)	
1 殺人	A B	I 抑うつ状態	
2 強姦		1 抑うつ気分 2 内傷・心傷 3 焦燥・衝動 4 精神運動抑制 5 罪責感	
3 暴行		6 自傷・自殺又は他害 7 睡眠障害 8 食欲障害又は体重減少 9 その他()	
4 脅迫		II 器質性	
5 自殺企図		1 高熱・発汗 2 多汗・多動 3 行方不明 4 思考障害	
6 自傷	A B	5 躁狂性・被害妄想 6 睡眠障害 7 持大性 8 その他()	
7 不潔		III 幻覚妄想性状態	
8 放火又は弄火		1 幻覚 2 妄想 3 さそれ他様 4 思考形式の障害 5 著しく奇異な行為	
9 器物損壊		6 その他()	
10 窃盗		IV 精神運動器質性状態	
11 侮辱	A B	1 虚脱感 2 強い衰弱・疲労 3 興奮状態 4 衝動行為 5 自感	
12 痴態		6 その他()	
13 恐怖		V 発達障害	
14 徘徊	A B	1 高熱 2 無動・無反応 3 拒絶・拒食 4 その他()	
15 家宅侵入		VI 意識障害	
16 性的異常行動	A B	1 意識障害 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱 5 その他()	
17 風俗犯行		6 その他()	
18 無断離院		知能障害	
19 無銭飲食	A B	A 精神運動 1 軽度 2 中等度 3 重度	
20 無賃乗車		B 器質性人格変化	
21 その他	A B	1 器質性 2 衝動性 3 衝動性 4 回響性 5 その他()	
		6 その他()	
		7 欠陥状態 8 無関心 9 無為 4 その他()	
		IX その他	
		1 性的・性的障害	
		2 フェロシニズム 3 ナル・マニシニズム 4 小児愛 5 その他()	
		6 その他()	
		7 愛憎 8 有組織的 9 睡眠障害 4 その他()	
		5 その他()	
		6 その他()	
		7 その他()	
		8 その他()	
		9 その他()	
		10 その他()	
		11 その他()	
		12 その他()	
		13 その他()	
		14 その他()	
		15 その他()	
		16 その他()	
		17 その他()	
		18 その他()	
		19 その他()	
		20 その他()	
		21 その他()	
		22 その他()	
		23 その他()	
		24 その他()	
		25 その他()	
		26 その他()	
		27 その他()	
		28 その他()	
		29 その他()	
		30 その他()	
		31 その他()	
		32 その他()	
		33 その他()	
		34 その他()	
		35 その他()	
		36 その他()	
		37 その他()	
		38 その他()	
		39 その他()	
		40 その他()	
		41 その他()	
		42 その他()	
		43 その他()	
		44 その他()	
		45 その他()	
		46 その他()	
		47 その他()	
		48 その他()	
		49 その他()	
		50 その他()	
		51 その他()	
		52 その他()	
		53 その他()	
		54 その他()	
		55 その他()	
		56 その他()	
		57 その他()	
		58 その他()	
		59 その他()	
		60 その他()	
		61 その他()	
		62 その他()	
		63 その他()	
		64 その他()	
		65 その他()	
		66 その他()	
		67 その他()	
		68 その他()	
		69 その他()	
		70 その他()	
		71 その他()	
		72 その他()	
		73 その他()	
		74 その他()	
		75 その他()	
		76 その他()	
		77 その他()	
		78 その他()	
		79 その他()	
		80 その他()	
		81 その他()	
		82 その他()	
		83 その他()	
		84 その他()	
		85 その他()	

第11号様式(第2条関係)

医療保護入院者の定期病状報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

病院名
所在地
管理者名

印

医療保護入院者	フリガナ	生年月日		年 月 日生(満 歳)
	氏名	(男・女)		
住所				
医療保護入院年月日 (第33条第1項による入院)	年 月 日	今回の入院年月日 入院形態	年 月 日	
前回の定期報告年月	年 月 日			
病名	1 主となる精神障害	2 従となる精神障害	3 身体合併症	
生活歴及び現病歴				
【患者は精神障害月次後援者 指定は精神科医(後援者) 等を記載してください。】	(調述者氏名 病柄)			
初回入院期間	年 月 日～	年 月 日(入院形態)		
前回入院期間	年 月 日～	年 月 日(入院形態)		
初回から前回までの 入院回数	計 回			
過去12か月間の治療 の内容など、その結果を 記載してください。				
今後の治療方針を 記載してください。	1 悪化傾向	2 動揺傾向	3 不変	4 改善傾向
5年以上医療保護入院 が継続した場合は、 その理由を具体的に 記載してください。				
過去12か月間の 外泊の実績	1 不定期的 3 なし	2 定期的(i 月単位 ii 数か月単位 iii 盆や正月)		

診察時の特記事項
【患者自身の病状に
対する理解の程度、
いかに回復を望むか、
入院を希望するか、
必要に応じて
記載してください。】

現在の病状 又は状態像	I 抑うつ状態 1 抑うつ気分 2 内閉不眠 3 焦燥・激越 4 精神運動抑制 5 罪責感 6 自殺念慮 7 睡眠障害 8 食欲障害又は体重減少 9 その他()
	II 躁状態 1 高揚気分 2 多弁・多動 3 行為心遣 4 思考奔逸 5 易怒性・攻撃的性亢進 6 誇大性 7 その他()
III 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 奇異な行為 6 その他()	
IV 精神運動興奮状態 1 減衰思考 2 強い感情・姿勢 3 興奮状態 4 その他()	
V 昏迷状態 1 無言 2 無動・無反応 3 拒絶・拒食 4 その他()	
VI 意識障害 1 意識障害 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 その他()	
VII 知能障害 A 精神遅滞 1 軽度 2 中等度 3 重度 B 痴呆 1 全体的 2 まだら(無状) 3 仮性 4 その他()	
VIII 人格の病的状態 A 人格障害 1 変態性 2 衝動性 3 演技性 4 回遷性 5 その他() B 病理性人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他()	
IX その他 A 生心理的障害 1 フエチンシズム 2 サド・マソシズム 3 小児愛 4 その他() B 薬物依存 1 覚醒剤 2 有価薬剤 3 睡眠薬 4 その他() C アルコール症 D その他()	

本報告に係る診察 年 月 日	年 月 日				
診断した 精神保健指定医氏名	署名				
フリガナ	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生 (満 歳)
住所					
1 後見人又は保佐人 5 その他()	2 配偶者	3 親権を行う者	4 家庭裁判所が選任した者		
選任 (年 月 日)	年 月 日	年 月 日	年 月 日		

審査意見	
都道府県の指配	

第12号様式(第3条関係)

措置入院者に関する診断書

申請等の形式	ⅰ 親族又は一般人 ⅱ 警察官 ⅲ 検察官 ⅳ 保護観察所の長 ⅴ 矯正施設の長 ⅵ 精神病院の管理者 ⅶ なし			
申請等の添付資料	ⅰ あり ⅱ なし			
被診察者 (精神障害者)	フリガナ	氏名		
	住所	生年 月日	年 月 日生 (満 歳)	
職業				
病 名	1 主となる精神障害	2 従となる精神障害	3 身体合併症	
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等に記載してください〕	(陳述者氏名 続柄)			
初回入院期間 前回入院期間 初回から前回までの入院回数	年 月 日 ～ 年 月 日(入院形態) 計 回			
問題行動(Aはこれまでの、 Bは今後おそれのある問題行動)	現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、費用数字及びローマ字を○で囲んでください。)			
1 殺人 2 傷害 3 暴行 4 脅迫	A	B	Ⅰ 抑うつ状態 1 抑うつ気分 2 内的不穏 3 焦燥・激越 4 精神運動抑制 5 罪責感 6 自殺念慮又は企図 7 睡眠障害 8 食欲障害又は体重減少 9 その他() Ⅱ 躁状態 1 高揚気分 2 多弁・多動 3 行ない迫 4 思考奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 睡眠障害 7 誇大性 8 その他() Ⅲ 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 若しくは奇異な行為 6 その他() Ⅳ 精神運動興奮状態 1 減衰思考 2 硬い表情・姿勢 3 興奮状態 4 衝動行為 5 自傷 6 その他() Ⅴ 昏迷状態 1 無言 2 無動・無反応 3 拒絶・拒食 4 その他() Ⅵ 意識障害 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱 5 その他()	
5 自殺企図 6 自傷 7 不眠	A	B		
8 放水又は弄火 9 器物損壊 10 窃盗 11 侮辱 12 強盗 13 恐喝	A	B		

14 徘徊 15 家宅侵入	A	B	Ⅶ 知能障害 A 精神遅滞 1 軽度 2 中等度 3 重度 B 痴呆 Ⅰ 全体的 2 まだら(断片) 3 低性 4 その他() Ⅱ 人格の病的状態 A 人格障害 1 妄想性 2 衝動性 3 演技性 4 回達性 5 その他() B 残存性人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他() Ⅲ その他 A 性心理的障害 1 フェチアイズム 2 サド・マソヒズム 3 小児愛 4 その他() B 異物依存 1 覚醒剤 2 有機溶剤 3 睡眠薬 4 その他() C アルコール症 D その他の異常()
16 性的風俗行動 17 風俗犯行 18 無断侵入 19 無銭飲食 20 無賃乗車	A	B	
21 その他()	A	B	
	A	B	
	A	B	
診察時の特記事項			
医学的総合診断	Ⅰ 要措置	Ⅱ 措置不要	年 月 日
以上のように診断します。 精神保健指定医氏名 署名			
(行政庁における記載欄) 氏名 (男・女) 続柄又は職業 年齢 歳 診察に立ち会った者 診察場所 診察日時 年 月 日 時 分 ～ 時 分 職員氏名			
行政庁の措置			
行政庁メモ			

第十三号様式中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の規定により提出されている申請書等は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の規定により提出されたものとみなす。

奈良県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年一月十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県規則第三十二号

奈良県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年十一月奈良県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則

第一条中「林業改善資金助成法」を「林業・木材産業改善資金助成法」に、「林業改善資金助成法施行令」を「林業・木材産業改善資金助成法施行令」に、「林業改善資金助成法施行規則（昭和五十一年農林省令第二十三号、以下「省令」という。）」を「林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成十五年農林水産省令第五十五号）」に、「林業従事者等に対して、林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金（以下「林業改善資金」という。）」を「次の各号に掲げるものに対し、それぞれ当該各号に掲げる資金」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法第七条第一項の認定を受けた林業従事者等で知事が別に定めるもの（以下「林業従事者等」という。） 林業・木材産業改善資金

二 前号に掲げるもののほか、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う法第三条第二項に規定する融資機関 当該業務に必要な資金

第二条を次のように改める。

(償還期間、据置期間等)

第二条 償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、十年（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）第七条第一項に規定する資金を借り入れる場合は十二年又は林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第五条第一項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従つて同法第五条第一項の改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成八年政令第五百十三号）第三条第一項に規定する資金を借り入れる場合は十五年）以内とする。

2 据置期間は、三年以内とする。

3 一 林業従事者等ことの貸付金の限度額は、個人にあつては千五百万円、会社にあつては三千万円、会社以外の団体にあつては五千万円（木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあつては、それぞれ一億円）とする。ただし、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るため、特に必要なものとして知事が農林水産大臣と協議した場合にあつては、当該協議して定めた額とする。

第三条から第五条までを削る。

第六条第一項中「貸付け」を「第一条第一号に掲げる資金の貸付け」に、「する者」を「する林業従事者等」に、「除く。」の下に「以下「貸付申請者」という。」を加え、同条第三項中「貸付けを受けようとする者が林業従事者等の組織する」を「貸付申請者が」に、「場合には」を「場合は」に、「ならなければならない」を「なるものとする」に改め、同条を第三条とする。

第七条第一項中「貸付けを受けようとする者」を「貸付申請者」に、「林業改善資金貸付申請書」を「林業・木材産業改善資金貸付申請書」に、「事業計画書（第二号様式）」を「別に知事が定める関係書類」に、「事業所の所在地」を「主たる事務所の所在地（以下「住所」等）」という。）に、「木材協同組合」を「協同組合（以下「事務委託機関」という。）」に、「しなければならぬ」を「するものとする」に改め、同条第二項中「前項の組合（以下「組合」という。）」を「事務委託機関」に、「同項の貸

付申請書」を「林業・木材産業改善資金貸付申請書」に、「当該申請書を貸付申請者の住所地又は事業所の所在地を管轄する農林振興事務所」を「これを住所地等を管轄する農林振興事務所長」に改め、同条第三項中「農林振興事務所」を「農林振興事務所長」に改め、同条第四項中「農林振興事務所の長」を「農林振興事務所長」に、「第二項又は前項」を「前二項」に、「貸付申請書の」を「林業・木材産業改善資金貸付申請書の」に、「林業改善資金運営協議会」を「林業・木材産業改善資金運営協議会」に改め、同項の次に次の二項を加える。

5 第一条第二号に掲げる資金の貸付けを受けようとする融資機関（以下「融資機関」という。）は、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（第二号様式）に別に知事が定める関係書類を添え、これを当該林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書に係る林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする林業従事者等の住所地等を管轄する農林振興事務所長を経由して知事に提出するものとする。

6 前項の場合においては、第四項の規定を準用する。

第七条を第四条とする。

第八条第一項中「前条第四項の規定により貸付申請書の送付があつた」を「前条第四項の林業・木材産業改善資金貸付申請書又は同条第五項の林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書を受理した」に、「貸付けの適否及び貸付額を決定」を「貸付けを行うことが適当であると認めたときは、貸付けの決定を行うもの」とに改め、同条第二項中「規定により」の下に「林業・木材産業改善資金貸付申請書に係る」を加え、「林業改善資金貸付決定通知書」を「林業・木材産業改善資金貸付決定通知書」に、「申請者に」を「当該貸付申請者に」に、「農林振興事務所の長並びに当該貸付けに係る組合及び第十三条の連合会（以下「連合会」という。）に、林業改善資金貸付決定連絡書（第四号様式）により通知するものとし、貸付けない」を「その者の住所地等を管轄する農林振興事務所長及び事務委託機関に通知し、貸付けをしない」に、「並びに農林振興事務所の長、組合及び連合会」を「及びその者の住所地等を管轄する農林振興事務所長並びに事務委託機関」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 知事は、第一項の規定により林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書に係る貸付けの決定をしたときは、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書（第四号様式）を当該融資機関に交付し、かつ、その旨を当該林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書に係る林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする林業従事者等

の住所地等を管轄する農林振興事務所長に通知し、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を当該融資機関及び当該林業従事者等の住所地等を管轄する農林振興事務所長に通知するものとする。

第八条を第五条とする。

第九条第一項中「林業改善資金貸付決定通知書」を「前条第二項の規定による林業・木材産業改善資金貸付決定通知書」に、「者」を「貸付申請者」に、「借用証書」を「林業・木材産業改善資金貸付借用証書」に、「組合及び連合会」を「原則として事務委託機関及び奈良県森林組合連合会又は奈良県木材協同組合連合会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第三項の規定による林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書の交付を受けた融資機関は、林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書（第六号様式）を知事に提出しなければならない。

第九条を第六条とする。

第十条を削る。

第十一条第一項中「規定により」を「規定による」に、「受けよう」を「申請しよう」に、「林業改善資金支払猶予申請書」を「林業・木材産業改善資金支払猶予申請書」に、「知事の認める」を「知事が指定する者の」に、「前までに」の下に「原則として」を加え、「組合」を「事務委託機関」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第十二条第二項において準用する法第十条の規定による償還金の支払の猶予を申請しようとする融資機関は、林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書（第八号様式）を、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の三十日前までに知事に提出しなければならない。

第十一条第三項を削り、同条を第七条とする。

第十二条第一項中「前条の規定により申請書の提出があつたとき」を「前条第一項の林業・木材産業改善資金支払猶予申請書又は同条第二項の林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書を受理したとき」に、「その内容」を「速やかに、これ」に、「猶予することを相当と認めるときは、期間を限つて支払を猶予する」を「償還金の支払を猶予することが適当であると認めたときは、償還金の支払の猶予の決定を行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定により林業・木材産業改善資金支払猶予申請書に係る償還金の

支払の猶予の決定をしたときは、林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書（第九号様式）を当該申請者に交付し、かつ、その旨をその者の住所地等を管轄する農林振興事務所長及び事務委託機関に通知し、償還金の支払の猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を当該申請者及びその者の住所地等を管轄する農林振興事務所長並びに事務委託機関に通知するものとする。

第十二条第三項中「支払猶予」を「支払の猶予」に、「行つた」を「した」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、第一項の規定により林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書に係る償還金の支払の猶予の決定をしたときは、林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書（第十号様式）を当該融資機関に交付し、かつ、その旨を当該林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書に係る支払の猶予を受けようとする林業従事者等の住所地等を管轄する農林振興事務所長に通知し、償還金の支払の猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を当該融資機関及び当該林業従事者等の住所地等を管轄する農林振興事務所長に通知するものとする。

第十二条を第八条とする。

第十三条中「知事は、」の下に「林業・木材産業改善資金の」を加え、「支払猶予」を「支払の猶予」に、「決定を」を「決定に係るものを」に改め、同条を第九条とする。

第一号様式から第九号様式までを次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

林業・木材産業改善資金貸付申請書

林業・木材産業改善資金貸付金貸付規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けを申請します。

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所 〒 TEL

氏名又は名称及び代表者名

印

受付事務（再）委託機関		年 月 日	
受理 農林振興事務所			
償還期間	据置期間	資金交付希望日	借り受けようとする事業費及び申請額
年	年	月 日	事業量 事業費 申請額
			千円 千円 千円

連帯借主者	住 所	氏 名	印
	連帯保証人	住 所	氏 名

担保物件	
------	--

		償 還 計 画									
		1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目	8 年 目	9 年 目	10 年 目
償還月日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計 画		11 年 目	12 年 目	13 年 目	14 年 目	15 年 目					
償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額					
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円					

申請者の氏名又は名称主たる事業所（場）の所在地設立時期（個人にあっては事業開始の時期）、事業の概要、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業者数	申 請 者 の 概 要
---	-------------

第2号様式 (第4条関係)

林業・木材産業改善資金貸付申請書

年 月 日
殿
奈良県知事
名 称
代表者
印

林業・木材産業改善資金助成法第3条第2項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり貸付金を借用したいので奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則第4条第4項の規定により、申請します。

記

林業・木材産業改善資金貸付金借入金額 円

(添付書類)
各林業従事者等から提出のあった借入申込書の写し及び資料等を添付する。

第3号様式 (第5条関係)

林業・木材産業改善資金貸付決定通知書

殿
奈良県知事
印

年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業改善資金の貸付けについては、下記のとおり決定します。

記

連帯保証人	
連帯債務者	

資金の内容	
資金の使途	

貸付金額	
千円	

貸付決定日	貸付決定番号

*償還計画を別途作成添付

第4号様式 (第5条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書

殿
奈良県知事 印
年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けについて
は、下記のとおり決定します。

記

資金の内容	
資金の用途	

貸付金額	
千円	

貸付け決定日	貸付決定番号

*償還計画を別途作成添付

第5号様式 (第6条関係)

林業・木材産業改善資金借用証書

収入印紙
添付

1 借受条件等

借入金額	
資金の内容	
資金の用途	
利率	無利子
法定最終償還期日	
支払場所	
備考	

受理	年 月 日
受理	年 月 日
受理	年 月 日
貸付決定日	年 月 日
貸付決定番号	

元金は、年 月 日までを据置き、年 月 日を初回とし金 円、以後 年 月 日を最終日として、毎年 月 日に毎回数 円あて償還する。

2 償還計画

償還回数	償還期日	償還金額	残高	備考
1	年 月 日	円	円	
2	年 月 日	円	円	
3	年 月 日	円	円	
4	年 月 日	円	円	
5	年 月 日	円	円	
6	年 月 日	円	円	
7	年 月 日	円	円	
8	年 月 日	円	円	
9	年 月 日	円	円	
10	年 月 日	円	円	
11	年 月 日	円	円	
12	年 月 日	円	円	
13	年 月 日	円	円	
14	年 月 日	円	円	
15	年 月 日	円	円	

上記のとおり正に借用し、金員を受領いたしました。ついては、奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則、上記の条件及び裏面の特約条項をかく守り、相違なく返済します。

年 月 日 殿
奈良県知事

債務者 住所 氏名 印

連帯債務者 住所 氏名 印

連帯保証人 住所 氏名 印

連帯保証人 住所 氏名 印

連帯保証人 住所 氏名 印

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項（第5号様式裏面）

（期限前償還）

第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、奈良県知事（以下「甲」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分利支払の場合の各期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。目的以外の目的に使用したとき。

- (1) 乙がこの借受金を貸付けのとき。
 - (2) 乙が償還金の支払いを怠ったとき。
 - (3) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
 - (4) 乙がこの資金の借入に際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
 - (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
 - (6) 乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
 - (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
 - (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
 - (9) この借入金により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
 - (10) 乙が県貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
 - (11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。
- 第2条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。
- 第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。
- 第4条 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 第5条 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
- (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人（以下「丙」という。）若しくは物上保証人（以下「丁」という。）に死亡、解散その他これに準する事実が発生した場合
 - (2) 丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ又はそのおそれのある場合
 - (3) その他甲が指示する場合
- 第6条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便宜を提供する。
- 第7条 乙及び丁は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、担保物件に立ち入る等により、これを調査することを承認する。
- 第8条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲から借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいすれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。
- 第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。
- 第10条 乙は、林業・木材産業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を超えて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。
- 第11条 乙は、第1条第1号、第3号、第4号又は第10号に該当したこと（故意の場合に限る。）

を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

第12条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙と丙間の間の契約の如何にかかわらず、これが履行の責めを負う。て請求した場合は、直ちにこれに応じる。

第13条 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めるときはこれを変更する。

第14条 甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更する。

第15条 甲は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能な場合には、連やかにこれを提供するものとする。

第16条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、質貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

第17条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めた場合は、直ちにこれに応じるものとする。

第18条 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

第19条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

第20条 丙又は丁は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間において如何に取扱いをされても異議を申し立てない。

第21条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

第22条 乙、丙、丁及び甲は、この契約に関する訴訟につき奈良県庁の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第6号様式（第6条関係）

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

収入印紙
添付

1 借受条件等	借付決定日	年 月 日
	貸付決定番号	
	借入金額	
	資金の内容	
	資金の使途	無利子
	利率	
法定最終償還期日		
支払場所		
備考		

元金は、 年 月 日までを据置き、 年 月 日を初回とし、 年 月 日を最終日として、毎年 月 日に毎回金 円あて償還する。

2 償還計画				
回数	償還期日	償還金額	残高	備考
1	年 月 日	円	円	
2	年 月 日	円	円	
3	年 月 日	円	円	
4	年 月 日	円	円	
5	年 月 日	円	円	
6	年 月 日	円	円	
7	年 月 日	円	円	
8	年 月 日	円	円	
9	年 月 日	円	円	
10	年 月 日	円	円	
11	年 月 日	円	円	
12	年 月 日	円	円	
13	年 月 日	円	円	
14	年 月 日	円	円	
15	年 月 日	円	円	

上記のとおり正に借用し、金員を受領いたしました。ついでには、奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

年 月 日 殿 名 称 代表者 印
奈良県知事

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項（第6号様式裏面）

- (借入金の使用)
- 第1条 債務者（以下「乙」という。）は奈良県知事（以下「甲」という。）から借り受けたこの資金と同額を、（以下「丙」という。）に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。
- (期限前償還)
- 第2条 乙は、甲が次の各号のいつれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。
- (1) 乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が県貸付金の償還を怠ったとき（丙に転貸した資金の償還を林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第12条第2項において準用する同法第10条の規定により課したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。)
- (3) 乙が借受金を借入後遅やかに貸付けをしないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があったとき又は破産若しくは再生手続開始の申立があったとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に対し数回の債務を負う場合において、その一つでも期に弁済しなかったとき。
- (9) 乙が県貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。
- (繰上償還)
- 第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。
- (転貸債権の期限前償還及び繰上償還)
- 第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。
- 2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、遅やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。
- 3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求を行うよう乙に対し指示することができる。
- (経理上の措置)
- 第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。
- (報告)
- 第6条 乙は次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。
- (1) この借入金の転借により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合
- (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又は乙のおそれのある場合
- (4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (5) その他甲が指示する場合
- (調査)
- 第7条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。
- (弁済充当の指定権)
- 第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うこととを承認する。
- (違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還金すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る延滞に係る違約金を甲に支払う。

第10条 乙は、抵貸先丙が林業・木材産業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

第11条 乙は、第2条第1号、第3号、第4号又は第9号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から期限前償還金の支払の日までの日数に依り当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

第12条 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

第13条 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

第14条 乙は、この借入金債務の担保として、甲の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する抵貸債権をそれに付随する担保権とともに甲に質入れし、甲と協力して速やかに第三者對抗要件を整備する。

第15条 乙及び甲は、この契約に関する訴訟につき奈良県庁の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第7号様式 (第7条関係)

林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

奈良県知事

殿

債務者 住所 _____ 印

連帯債務者 住所 _____ 印

連帯保証人 住所 _____ 印

連帯保証人 住所 _____ 印

連帯保証人 住所 _____ 印

年 月 日付け（貸付決定番号： _____ ）で貸付決定を受けた林業・木材産業改善資金について、下記のとおり支払猶予を申請します。

記

年 月 日 償還予定の償還金額 _____ 円

変更理由

（被災書類）証明する書類を添付する。

支払猶予後の借受残高の償還方法

償還計画

（変更前）

回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円
13	年 月 日	円	円
14	年 月 日	円	円
15	年 月 日	円	円

（変更後）

回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円
13	年 月 日	円	円
14	年 月 日	円	円
15	年 月 日	円	円

第8号様式(第7条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

奈良県知事 殿 年 月 日

名称 印
代表者

年 月 日付け(貸付決定番号:)で貸付決定を受けた林業・木材産業改善資金について、下記のとおり支払猶予を申請します。
記

年 月 日償還予定の償還金額 円

変更理由

(添付書類)
各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写しを添付する。
支払猶予後の借受残高の償還方法

償還計画
(変更前)

回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円
13	年 月 日	円	円
14	年 月 日	円	円
15	年 月 日	円	円

(変更後)

回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円
13	年 月 日	円	円
14	年 月 日	円	円
15	年 月 日	円	円

第9号様式(第8条関係)

林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書

年 月 日 殿

奈良県知事 印

年 月 日付けで申請のあった支払猶予の申請については、次のとおり承認します。

貸付決定日

貸付決定番号

年 月 日償還予定の償還金額 円

連絡事項

償還計画
(変更前)

回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円
13	年 月 日	円	円
14	年 月 日	円	円
15	年 月 日	円	円

(変更後)

回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円
13	年 月 日	円	円
14	年 月 日	円	円
15	年 月 日	円	円

第九号様式の次に次の一号様式を加える。

第10号様式 (第8条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書

年 月 日

殿

奈良県知事 印

年 月 日 付けで申請のあった、支払猶予の申請については、次のとおり承認したので通知します。

貸付決定日

貸付決定番号

年 月 日 償還予定の償還金額 円

連絡事項

償還計画
(変更前)

回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円
13	年 月 日	円	円
14	年 月 日	円	円
15	年 月 日	円	円

(変更後)

回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円
13	年 月 日	円	円
14	年 月 日	円	円
15	年 月 日	円	円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良県林業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降において貸し付ける資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

奈良県精神保健福祉センター所長に対する事務委任規則をここに公布する。

平成十六年一月十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県規則第三十三号

奈良県精神保健福祉センター所長に対する事務委任規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号。以下「令」という。）に規定する知事の権限のうち、次に掲げるものは、奈良県精神保健福祉センター条例（昭和六十三年七月奈良県条例第七号）に定める奈良県精神保健福祉センターの長に委任する。

一 法第三十二条第一項の規定により、費用の負担を決定すること。

二 法第三十八条の三第一項の規定により、通知し、及び審査を求めること。

三 法第三十八条の三第二項の規定による通知を受理すること。

四 法第三十八条の五第一項の規定により、通知し、及び審査を求めること。

五 法第三十八条の五第二項の規定による通知を受理すること。

六 法第三十八条の五第六項の規定により通知すること。

七 法第四十五条第二項の規定により、審査し、及び精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

八 法第四十五条第三項（同条第五項及び法第四十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により通知すること。

九 法第四十五条第四項の規定による認定を行うこと。

十 法第四十五条の二第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還を受理する

こと。

十一 法第四十五条の二第三項の規定により命ずること。

十二 法第四十五条の二第四項の規定により指定医をして診察させること。

十三 令第四条の二第一項の規定により、患者票を交付し、又は通知すること。

十四 令第四条の二第三項の規定による届出を受理すること。

十五 令第四条の二第四項の規定による患者票の返納を受理すること。

十六 令第七条第二項の規定による届出を受理すること。

十七 令第七条第四項の規定による届出を受理すること。

十八 令第七条第五項の規定により通知するとともに、精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

十九 令第八条第二項の規定により、精神障害者保健福祉手帳を返還し、又は交付すること。

二十 令第九条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

二十一 令第十条第一項の規定により精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

二十二 令第十条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還を受理すること。

二十三 令第十条の二第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還を受理すること。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

【定 価】 一 か 月 千 五 百 円 一 部 売 り 一 枚 に つ き 二 十 円 (共 に 送 料 、 消 費 税 別)

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二―二〇二(代)

印 刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二(代)

本誌は再生紙を使用しています。